京都市告示第220号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の 日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成29年 6月26日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	静市水0229号	左京区静市市原町1187番地地先 同町1183番地地先	
2	清水水0015号	東山区清水一丁目294番地地先 同上	
3	大原水0681号	左京区大原戸寺町396番地地先 同町296番地地先	
4	松ヶ崎水5007号	左京区松ヶ崎雲路町17番地の3地先 同町10番地の2地先	

(廃止水路等)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	岩倉水0266号	左京区岩倉花園町487番地地先 同町496番地の1地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	梅津水0038号	右京区梅津尻溝町93番地 同上	
2	梅津水0002号	右京区梅津段町91番地 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)